

事業コード	02020108		政策コード	02	政策名	社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略				
事業名	あきたの企業元気づくり推進事業		施策コード	02	施策名	中小企業・小規模企業者の活性化と生産性向上				
部局名	産業労働部	課室名	産業政策課	指標コード	01	施策目標(指標)名	持続的発展に向けた企業の経営基盤の強化			
			班名	企画班	(tel)	2214	担当課長名	猿田和三	担当者名	辻田豊英

評価対象事業(計画)の内容 事業年度 平成30年度 ~ 平成33年度

1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)  
 秋田県中小企業振興条例第15条の規定に基づき、中小企業の事業活動と関係のある者が意見を交換し、相互に協力するための体制の整備を図る必要があるほか、平成30年度からの「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」(略称:あきたの企業元気づくり指針)に基づいて、中小企業及び県民に対して、条例及び関連施策の普及啓発を促進する必要がある。

3. 事業目的(どのような状態にしたいのか)  
 秋田県中小企業振興委員会等で情報共有や意見交換を行い、支援体制の充実や施策の見直しにつなげていくほか、「あきたの企業元気づくり指針」に基づいて、県内企業や県民に対して、秋田県中小企業振興条例及び関連施策の普及啓発を行い、企業の意欲的な取組の創出や企業間の連携、産業人材の確保等を促進する。  
 (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望

2. 住民ニーズの状況  
 ニーズを把握した対象  
 受益者 一般県民 (時期: H29 年 11 月)  
 ニーズの把握の方法  
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット  
 その他の手法 (具体的に 秋田県中小企業振興委員会ほか)  
 ニーズの具体的内容  
 秋田県中小企業振興委員会及び総合政策審議会成長産業振興部会において、人材確保のためにも、県内中小企業の役割や重要性について、一般県民の理解の向上を図る必要があるほか、県内企業に対しても、中小企業振興条例及び関連施策の更なる周知を図り、意欲的な取組の創出につなげる必要があるとの意見をいただいている。

4. 目的達成のための方法  
 事業の実施主体 県  
 事業の対象者・団体 中小企業者、一般県民  
 達成のための手段  
 中小企業者、商工団体、金融機関、大学、県民等で構成する秋田県中小企業振興委員会の設置・運営、中小企業月間における普及啓発イベントの開催やPRパンフレット等の作成・配布、地域の中小企業や商工団体との勉強会の開催等

比較した代替手段及び選択した手段の有効性  
 普及啓発の手段について検討したが、メディアを活用した一方向の情報発信よりも、企業が主体的に参画する企業展やセミナー、勉強会等の双方向の取組を継続する方が、企業や商工団体の意識の向上につながるものと考えている。

把握してない場合の理由及び今後の方針  
 理由  
 今後の方針

5. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内記	左の説明	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	全体(最終)計画
01	中小企業振興委員会運営事業	中小企業者、商工団体、金融機関、大学等で構成された「秋田県中小企業振興委員会」を開催し、中小企業振興に係る施策の情報共有や推進状況に関する意見交換を行う。	352	352	352	352			1,408
02	中小企業月間推進事業	「あきたの企業元気づくり指針」(平成30~33年度)に基づく「中小企業月間」を開催し、企業間の連携や産業人材の確保を促進するための普及啓発イベントを開催する。	4,736	4,736	4,736	4,736			18,944
03	あきたの企業地域勉強会開催事業	地域の中小企業者や商工団体等との勉強会を開催して、条例や指針、関連施策等の説明を直接行うとともに、現場の声に耳を傾け、今後の施策に反映させる。	692	692	692	692			2,768
	財源内記	左の説明	5,780	5,780	5,780	5,780			23,120
	国庫補助金								
	県の債								
	その他								
	一般財源		5,780	5,780	5,780	5,780			23,120

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 商工団体等による支援体制の充実の下、中小企業の意欲的な取組の創出が図られ、地域経済の活性化が図られる。

指標	指標名	中小企業者等との意見交換回数							指標の種類
	指標式	県内各地で開催した中小企業者や商工団体等との意見交換会の回数（予算上の設定回数：中小企業振興委員会×2回+地域勉強会×8回）							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a		7	10	10	10	10		
	実績b	9	21	データ等の出典					
東北		産業政策課調べ							
全国									
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									

指標	指標名	中小企業月間イベントへの出展企業数							指標の種類
	指標式	中小企業月間に開催する企業展に出展した企業の数（予算上の設定：30社）							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	最終年度
	目標a		30	30	30	30	30		
	実績b	31	34	データ等の出典					
東北		産業政策課調べ							
全国									
把握する時期 当該年度中 12月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性  
 秋田県中小企業振興条例第15条の規定により、条例を推進する体制の整備が求められているほか、あきたの企業元気づくり指針に基づいて、条例や関連施策の普及啓発を行う必要がある。

住民ニーズに照らした事業の必要性  
 秋田県中小企業振興委員会や総合政策審議会成長産業振興部会において、県内企業に対して、中小企業振興条例や関連施策の更なる周知を図る必要や、中小企業の役割や重要性を広く県民に普及啓発する必要が指摘されている。

事業の県関与の必要性  
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの  
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの  
 秋田県中小企業振興条例に基づいて、県が行う必要がある。

政策評価委員会意見		重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業      その他